

【 2 議 事】

- (1) 地域密着型サービスの指定について . . . 別紙
- (2) 介護保険施設等整備に係る公募について . . . 1 頁
- (3) 介護医療院の整備状況について . . . 9 頁
- (4) 介護給付費等適正化事業について . . . 11 頁
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業
の報酬体系見直しについて . . . 13 頁

平成30年度第3回地域密着型サービス部会における指定等諮問・報告事業者一覧

No.	区分	介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の〒	事業所の所在地	日常生活圏域	申請者の名称	代表者の職名	代表者の氏名	指定(更新)年月日	サービスの種類	指定有効期限年月日	根拠法令
1	新規	0790400402	ニチイケアセンターいわき内郷	973-0408	内郷高坂町大町30番4号	【第11圏域 内郷】	株式会社ニチイ学館	代表取締役	森 信介	平成31年3月1日	認知症対応型通所介護 (共用型)	平成37年2月28日	第78条の5
2	新規	0790400410	ニチイケアセンターたいら	973-8411	小島町二丁目6-3	【第1圏域 平市街地】	株式会社ニチイ学館	代表取締役	森 信介	平成31年3月1日	認知症対応型通所介護 (共用型)	平成37年2月28日	第78条の5
3	新規	0790400519	ニチイケアセンターいわき大原	971-8111	小名浜大原字内城23-2	【第5圏域 小名浜市街地・東部】	株式会社ニチイ学館	代表取締役	森 信介	平成31年3月1日	認知症対応型通所介護 (共用型)	平成37年2月28日	第78条の5
4	更新	0770406353	吉田家具店デイサービス未来植田	974-8261	いわき市植田町中央二丁目13-6	【第9圏域 勿来北部・田人】	株式会社吉田家具店	代表取締役社長	吉田 満	平成31年4月1日	地域密着型通所介護	平成37年3月31日	第78条の12
5	更新	0770406361	デイサービスみどり高坂	973-8408	いわき市内郷高坂町高橋93-5	【第11圏域 内郷】	有限会社グリーンピース	代表取締役	矢熊 史朗	平成31年4月1日	地域密着型通所介護	平成37年3月31日	第78条の12
6	更新	0770406387	デイスパゆもと	972-8321	いわき市常磐湯本町吹谷80番地の38	【第10圏域 常磐・遠野】	株式会社ケアビレッジ	代表取締役	村上 俊持	平成31年4月1日	地域密着型通所介護	平成37年3月31日	第78条の12
7	更新	0790400139	よつくらタローの家	979-0201	いわき市四倉町字六丁目28-5	【第13圏域 四倉・久之浜・大久】	有限会社タロサ	代表取締役	長谷川 祐一	平成31年4月1日	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	平成37年3月31日	第78条の12 第115条の21
8	更新	0770406395	さろん	970-8026	いわき市平字旧城跡12番地80	【第1圏域 平市街地】	特定非営利活動法人布紗	理事長	中崎 とし江	平成31年5月1日	地域密着型通所介護	平成37年4月30日	第78条の12
9	更新	0770406403	ホームケアセンター喜寿の里	974-8223	いわき市佐糠町東二丁目6番地の11	【第9圏域 勿来北部・田人】	株式会社ホームケアセンターいわき	代表取締役	井上 和美	平成31年5月1日	地域密着型通所介護	平成37年4月30日	第78条の12
10	更新	0770406411	デイサービス処あしび	971-8161	いわき市小名浜諏訪町26番地の1	【第5圏域 小名浜市街地・東部】	株式会社WILL GOLD	代表取締役	石田 知郎	平成31年5月1日	地域密着型通所介護	平成37年4月30日	第78条の12
11	更新	0770403707	ツクイいわき小名浜グループホーム	971-8111	いわき市小名浜大原字原木田前198-1	【第5圏域 小名浜市街地・東部】	株式会社ツクイ	代表取締役	津久井 宏	平成31年6月1日	認知症対応型通所介護	平成37年5月31日	第78条の12
12	更新	0790400626	小規模多機能ホーム愛	970-0314	いわき市洋向台三丁目6番地の5	【第5圏域 小名浜市街地・東部】	有限会社グッドラブ	代表取締役	片寄 種美	平成31年6月1日	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	平成37年5月31日	第78条の12 第115条の21

平成30年度地域密着型サービス部会における指定等諮問・報告事業者一覧（11月臨時分）

No.	区分	介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の〒	事業所の所在地	日常生活圏域	申請者の名称	代表者の職名	代表者の氏名	指定(更新)年月日	サービスの種類	指定有効期限年月日	根拠法令
1	新規	0790400428	ニチイケアセンターいわき小名浜	971-8151	小名浜岡小名字仏玄前3-1	【第5圏域 小名浜市街地・東部】	株式会社ニチイ学館	代表取締役	森 信介	平成30年12月1日	共用型指定認知症対応型通所介護	平成36年11月30日	法第78条の2
2	新規	0790400659	ニチイケアセンターいわき小島	973-8411	小島町一丁目4番地の6	【第1圏域 平市街地】	株式会社ニチイ学館	代表取締役	森 信介	平成30年12月1日	共用型指定認知症対応型通所介護	平成36年11月30日	法第78条の2
3	更新	0770403558	ツクイいわき内郷グループホーム	973-8402	内郷御厩町三丁目34番地	【第11圏域 内郷】	株式会社ツクイ	代表取締役	津久井 宏	平成31年3月1日	共用型指定認知症対応型通所介護	平成37年2月28日	法第78条の12
4	更新	0790400105	小規模多機能型居宅介護いこの宿	971-8182	郷ヶ丘二丁目17-10	【第4圏域 平南部】	医療法人翔洋会	理事長	小林 俊二	平成31年1月1日	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	平成36年12月31日	法第78条の12 法第115条の21

- ・ 上記の新規指定事業者については、平成30年11月に地域密着型サービス部会委員に対し、郵送にて意見聴取を行い、指定に係る意見を求めたものです。
- ・ 通常、地域密着型サービス部会に関しては介護保険運営協議会本体と一体的に開催し、委員各位の意見を直接伺ったうえで事業所の新規指定を行っているところですが、本年度は第2回の介護保険運営協議会開催は8月、第3回は翌2月であり、相当の期間が開いていたことから、その間部会を開催しない場合、新規指定を希望する事業者に対して適時に指定をすることが出来ず事業者が不利益を被る可能性もあることから、臨時にて開催したものです。
- ・ 開催の方法については、部会を介護保険運営協議会から切り離して単独開催のうえ委員に参集して頂くよりも、郵送送付した資料をご覧頂き、意見を返送して頂く形式が委員負担の軽減に資すると考えられることから、郵送での意見聴取といたしました。
- ・ 結果、特段の意見なしとの整理がなされ、上記事業者については新規指定又は指定更新が済んでおります。

(2) 介護保険施設等整備に係る公募について

1 公募対象事業

No.	施設種別	整備床数	圏域指定の有無	備考
1	地域密着型特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設)	58	有り	
2	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	60	無し	既存ショートステイ床からの転換整備
3	グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	36	有り	
4	特定施設入居者生活介護	60	無し	

2 公募目的

総量規制の対象となる上記サービスについて、選定の公平性及びより良質な事業者による事業運営の確保を図るため、公募を実施するもの。

3 公募期間

平成 30 年 7 月 30 日（月）から平成 30 年 9 月 28 日（金）

4 公募結果等

(1) 選定委員会の概要

ア 日 時 11 月 13 日（火）9 時 30 から 16 時 00 分まで

イ 選定委員 保健福祉部次長（会長）、地域医療介護室長、総務課長、保健福祉課長、障がい福祉課長、地域医療課長、地域包括ケア推進課長、長寿介護課長、保健所総務課長、こどもみらい課長、こども支援課長、都市計画課長
(市社会福祉施設等選定審査委員会設置要綱第 3 条に規定)

ウ 選定方法 提出資料及びプレゼンテーション（質疑含む）により実施。
評点上位の事業者から選定対象者とする。ただし、審査の結果、基準点（6 割）未満の事業者は選定外とする。

※ 特別養護老人ホーム（併設するショートステイ床からの転換整備）の事業者選考については、事務局審査により選定。

- ・既に社会福祉法人格を有し、サービス実績のある事業者であるため。
- ・2 年に 1 度行政監査を実施しており、入所者等に対して適切なサービスを実施していることを確認しているため。

(2) 選定（公募）結果

ア 地域密着型特別養護老人ホーム

- ・整備計画数・・・58 床
- ・応募者数・・・2 者（計 58 床）
- ・選定結果・・・なし（整備施設数 0 床）

選定結果	法人名	整備予定圏域	定員
選定外	(仮) 社会福祉法人 A	第11圏域 内郷	29名
選定外	社会福祉法人 B	第11圏域 内郷	29名

※ 選定されなかった主な理由

A：整備予定地が急傾斜地崩壊危険個所に該当し、土砂災害等の発生するおそれがあるため。

事業の収支見込、資金計画の積算根拠が不明確なため。

B：居室が個室ではなく多床室であり、プライバシー等、入所者が快適に生活できる空間を確保していないため。

地域の方々との交流の場等として利用する、地域交流スペースを確保していないため。

イ 特別養護老人ホーム（併設するショートステイ床からの転換整備）

- ・整備計画数・・・60 床
- ・応募者数・・・6 者（計 45 床）
- ・選定結果・・・6 者（整備施設数 45 床）

選定結果	法人名（施設名）	整備予定圏域	定員
選定	社会福祉法人 松涛会 (亀齢荘)	第3圏域 平東部	10床
選定	社会福祉法人 りんさく福社会 (望洋荘)	第3圏域 平東部	5床
選定	社会福祉法人 養生会 (かしま荘)	第7圏域 小名浜北部	6床
選定	社会福祉法人 ハートフルなこそ (ハートフルなこそ)	第8圏域 勿来中部・南部	10床
選定	社会福祉法人 愛誠会 (せいざん荘)	第9圏域 勿来北部・田人	10床
選定	社会福祉法人 仁愛会 (高砂荘)	第10圏域 常磐・遠野	4床

ウ グループホーム

- ・整備計画数・・・36 床
- ・応募者数・・・5 者（計 90 床）
- ・選定結果・・・2 者（整備施設数 36 床）

選定結果	法人名	整備予定圏域	定員
選定外	株式会社 E	第8圏域 勿来中部・南部	18名
次点2	株式会社 F	第8圏域 勿来中部・南部	18名
選定	株式会社 いわきケアクラブ	第5圏域 小名浜市街地・東部	18名
次点1	株式会社 G	第10圏域 常磐・遠野	18名
選定	有限会社 有馬	第12圏域 好間・三和	18名

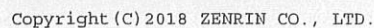
エ 特定施設入居者生活介護事業所

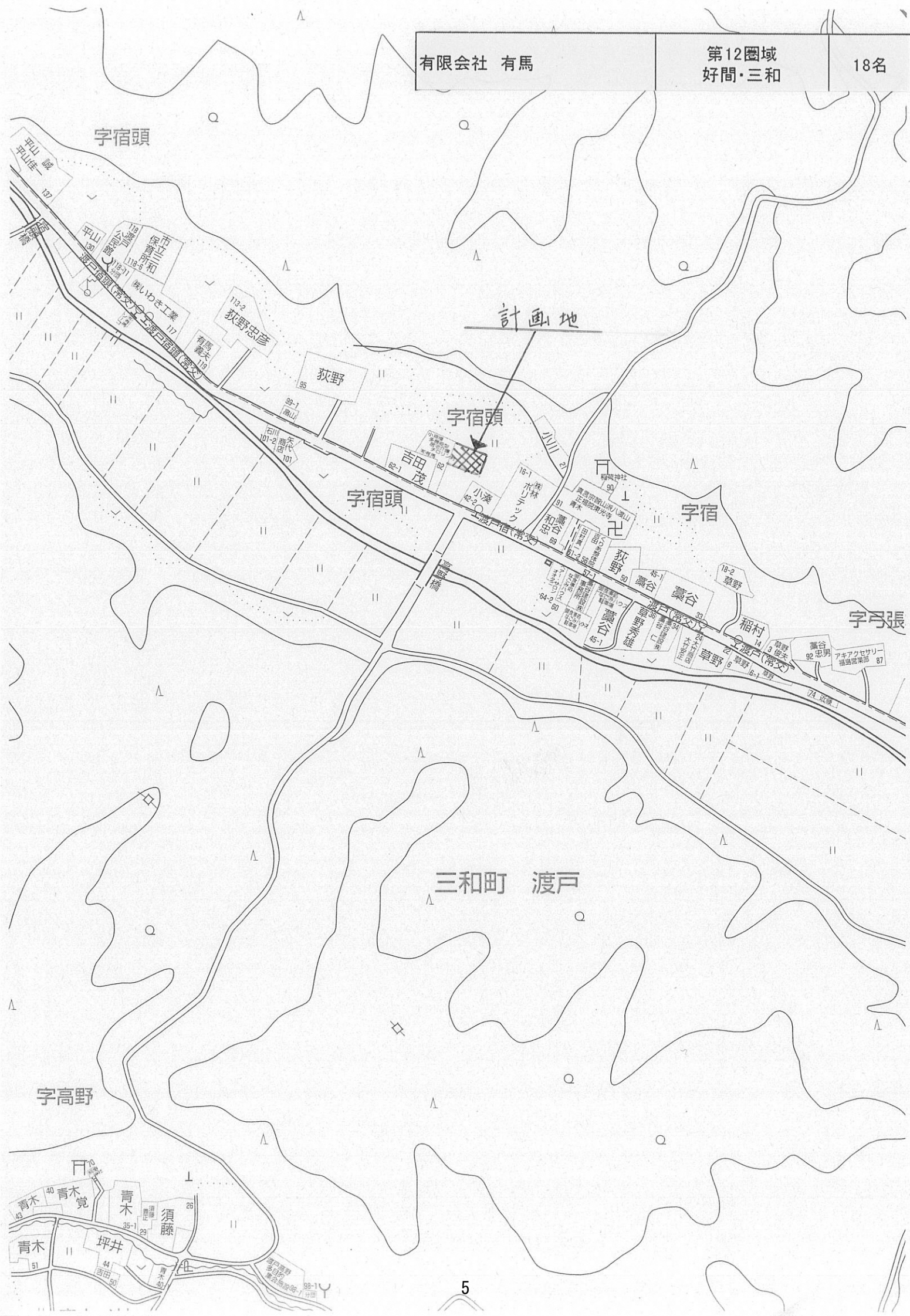
- ・整備計画数・・・60 床
- ・応募者数・・・3 者（計 109 床）
- ・選定結果・・・1 者（整備施設数 44 床）

選定結果	法人名	整備予定圏域	定員
次点	株式会社 C	第1圏域 平市街地	60名
選定外	有限会社 D	第8圏域 勿来中部・南部	5名
選定	社会福祉法人五彩会	第7圏域 小名浜北部	44名

5 今後の予定

- (1) 整備計画数に満たない施設整備計画（地密特養、SS からの転換整備、特定施設）
31 年度に再度公募を実施する予定。
- (2) 選定された事業者の施設整備計画
 - ・特別養護老人ホーム（併設するショートステイ床からの転換整備）
31 年 2 月～31 年 4 月の間に転換し、事業開始予定。
 - ・グループホーム
31 年度に補助金を活用して施設整備し、事業開始は 32 年度予定。
 - ・特定施設入居者生活介護事業所
31 年度から施設整備し、事業開始は 32 年度予定。





施設整備の基本的考え方

①本市の施設整備方針

本市では、これまで「市高齢者保健福祉計画」に基づき、施設・居住系サービスの整備を進めてきました。

高齢化の進行に伴う介護サービス需要の増加に加え、認知症高齢者、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等、多様な生活課題を抱える高齢者の増加にも対応するため、本市では今後も施設・居住系サービスの整備に取り組みます。また、現在国を挙げて進められている「介護離職ゼロ」に向けた取り組みや、地域医療構想の推進に伴う介護施設等の追加的需要等も踏まえつつ、一方で介護人材の確保が困難であるという現状についても勘案しながら、在宅サービスと施設サービスとのバランスがとれた基盤整備を図っていきます。

なお、施設・居住系サービスの整備にあたっては、地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者一人ひとりが、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位での地域ニーズを踏まえながら整備を進めます。

②施設・居住系サービスの整備目標の設定

【地域密着型介護老人福祉施設（新規整備）】

地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下）について、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活することができるよう、入所希望者の待機状況などを踏まえつつ、本計画期間中に市全域で58床分の整備することとします。

整備を行う日常生活圏域については、14圏域のうち、65歳以上人口に対する施設の充足率が市内平均より低い9圏域を対象とし、事業所からの応募状況などを踏まえながら整備を行います。

整備対象圏域

第1圏域 平市街地、第2圏域 平北部、第5圏域 小名浜市街地・東部、
第6圏域 小名浜西部、第8圏域 勿来中部・南部、
第10圏域 常磐・遠野、第11圏域 内郷、第12圏域 好間・三和
第14圏域 小川・川前

【介護老人福祉施設（併設ショートステイ床からの転換整備）】

介護老人福祉施設への入所を希望しているものの、すぐに入所できないために短期入所生活介護を長期的に利用するといった、本来のサービスの趣旨とは異なる利用実態を解消し、併せて特別養護老人ホームの量的確保を図るため、介護老人福祉施設に併設するショートステイ床の一部を介護老人福祉施設へ転換することにより、必要床数の確保を図ります。

なお、転換にあたっては、ショートステイのレスパイトケア機能等の必要性に鑑み、稼働率等を考慮したうえで施設毎に転換する床数を決定します。入所希望者の待機状況などを踏まえ、本計画期間中に市全域で60床分の整備を目指します。

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）について、今後は認知症の高齢者の増加が見込まれることから、必要量に対する供給能力の確保が重要であると考えられます。また、介護老人福祉施設の重点化に伴い入所者の条件が原則として要介護3以上に限定されたことを受け、認知症の要介護者の住まいとして、グループホームの役割は今後ますます大きくなると考えられます。こうした状況を踏まえ、今後のニーズ等を検討した結果から、本計画期間中に市内全域で36床分の整備を予定しています。

地域の設定については、14圏域のうち、65歳以上人口に対するグループホームの充足率が市内平均より低い8圏域を整備圏域の対象とし、事業所の応募状況などを踏まえながら整備を行います。

整備対象圏域

第3圏域 平東部、第4圏域 平南部、第5圏域 小名浜市街地・東部、
第6圏域 小名浜西部、第8圏域 勿来中部・南部、
第10圏域 常磐・遠野、第12圏域 好間・三和
第13圏域 四倉・久ノ浜大久

【特定施設入居者生活介護】

特定施設入居者生活介護については、介護老人福祉施設の重点化により、要介護者の住まいとしての役割が今後ますます大きくなると見込まれます。現状における介護老人福祉施設の入所希望者の要介護度や認知症自立度の状況などを踏まえて検討した結果から、本計画期間において、全市で60床分の整備を予定しています。

図表 地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護の基盤整備を行う圏域

日常生活圏域		地域密着型 介護老人福祉施設	認知症対応型 共同生活介護
第1圏域	平市街地	○	
第2圏域	平北部	○	
第3圏域	平東部		○
第4圏域	平南部		○
第5圏域	小名浜市街地・東部	○	○
第6圏域	小名浜西武	○	○
第7圏域	小名浜北部		
第8圏域	勿来中部・南部	○	○
第9圏域	勿来北部・田人		
第10圏域	常磐・遠野	○	○
第11圏域	内郷	○	
第12圏域	好間・三和	○	○
第13圏域	四倉・久之浜・大久		○
第14圏域	小川・川前	○	

※○の付いている圏域に対し、サービスの基盤整備を行う

(3) 介護医療院の整備状況について

1 整備計画

介護療養型医療施設については、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止となる予定でしたが、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）により、廃止の期限が平成 36 年 3 月 31 日まで延期されることになりました。

なお、新たな転換先として、平成 30 年 4 月 1 日から「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた「介護医療院」が創設されることになりました。こうした動きを受け、今後は介護療養型医療施設から介護医療院等への転換を円滑に進めることができるよう、支援を行っていきます。

介護医療院については、平成 36 年 3 月 31 日をもって廃止となる介護療養型医療施設や、地域医療構想の推進に伴う医療療養病床等からの転換分についてのみ整備することとし、新規の施設整備についての目標は設定しないこととします。

【第 8 次市高齢者保健福祉計画抜粋】

2 整備状況

No.	施設名	床数	開設日	転換前
1	小名浜生協病院介護医療院	16	H30. 10. 1	医療療養病床
2	かしま病院介護医療院	19	H30. 10. 1	医療療養病床

3 市内の介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は平成 35 年度末で廃止されることから、それまでに介護医療院等へ転換する必要がある。

No.	医療機関名	介護療養病床	整備予定時期
1	クリニック田畑	13 床	未定
2	矢吹病院	30 床	平成 31 年度中
3	呉羽総合病院	40 床	平成 31 年 4 月
4	春山外科胃腸科医院	11 床	未定
5	中村病院	42 床	平成 31 年 4 月
合 計		136 床	

4 市内の医療療養病床

No.	医療機関名	医療療養 病床	No.	医療機関名	医療療養 病床
1	松尾病院	143 床	9	矢吹病院	36 床
2	磐城中央病院	40 床	10	長春館病院	168 床
3	小名浜生協病院	60 床	11	小名浜中央病院	38 床
4	中村病院	41 床	12	常磐病院	90 床
5	かしま病院	59 床	13	松村総合病院	42 床
6	呉羽総合病院	36 床	14	大河内記念病院	95 床
7	こうじま慈愛病院	90 床	15	いわき湯本病院	106 床
8	なこそ病院	33 床	合 計		1,077 床

(4) 介護給付費等適正化事業について

1 概要

「介護給付の適正化」とは、

- ①介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、
 - ②受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、
 - ③事業者がルールに従って適正に提供する
- よう促すことである。

介護給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険の信頼性を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度を構築していくために必要なこととして行われている。

2 これまでの取組み

平成 20 年度～平成 22 年度	「第 1 期介護給付適正化計画」
平成 23 年度～平成 26 年度	「第 2 期介護給付適正化計画」
平成 27 年度～平成 29 年度	「第 3 期介護給付適正化計画」

これまで三期にわたり、国が定める「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき策定された「都道府県介護給付適正化計画」と連携し、国・県・市の関係者が一体となって、

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプランの点検
- ③住宅改修等の点検
- ④医療情報との突合・縦覧点検
- ⑤介護給付費通知



主要 5 事業

これらを柱とした介護給付の適正化に取り組んできた。

本市としては、

- ・介護支援専門員有資格者を介護費用適正化調査員として雇用し、主に「ケアプラン点検」や「不適正請求の点検」等を実施。
- ・集団指導講習の開催時に、給付適正化のマニュアルを作成し、配布。
- ・平成 28 年度からは、福島県国民健康保険団体連合会への委託により「医療情報との突合・縦覧点検」を実施し、重複請求等の点検を実施。

3 今期の取組方針と目標

平成 30 年度から平成 32(2020)年度を期間とした「第 4 期介護給付適正化計画」については、「第 8 次いわき市高齢者保健福祉計画」の中で定められており、引き続き主要 5 事業を優先的に実施していく。

(1) 要介護認定の適正化

- ・ 認定調査を行う者に対して広く研修を実施していく。
- ・ 市職員等が認定調査の内容について点検することにより、実態を把握するとともに認定調査の平準化を図り、適切な認定調査が行われるようにしていく。
- ・ 認定審査会の委員を対象とした連絡会を開催し、本市の認定の状況や平準化に係る留意事項を共有することで、公平な要介護認定の確保に努めることとする。

(2) ケアプランの点検

- ・ ケアプランは、適切な介護給付の根幹をなすものであり、適正化において重要な役割を果たすもののひとつであることから、この点検に優先的に取り組む。
- ・ 点検結果についても、間違いやすいケースや頻度の高いケース等を、ケアマネージャ交流会、研修会等の機会を利用して、事例として周知していく。

(3) 住宅改修等の点検

①住宅改修の点検

- ・ 住宅改修工事を施工する事業者に対し、定期的な研修等を実施していく。
- ・ 申請書を受理する窓口の職員に対しても、詳細なマニュアルを作成し、見積書等の確認により、適切な住宅改修を行うことができるよう体制を整えていく。

②福祉用具購入・貸与調査

- ・ 利用者の身体状況や住環境、利用目的に応じた給付であるかを確認するため、必要に応じケアプランの提出を求め、不適切又は不要な給付を防いでいく。
- ・ 介護保険制度の改正により、福祉用具の全国平均貸与価格が公表されていることから、この周知を図ることにより、貸与価格のばらつきの抑制に努める。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

- ・ 今後も福島県国保連合会への委託を継続するとともに、過誤処理等のデータを蓄積し、Q&A やマニュアルの配布等により、事業者への注意喚起を行っていく。

(5) 介護給付費通知

- ・ 介護サービスを利用している被保険者全員に対し、自身が利用したサービスの種類や利用額をハガキにて送付し、受給者本人やその家族に適切なサービスの利用を普及啓発していく。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業の報酬体系見直しについて

1 これまでの経過

平成 26 年 6 月の介護保険法改正により、介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施することができる介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）へ移行することとされました。

これに基づき、本市は平成 29 年 1 月に現行相当サービスである介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービスを導入しています。また、平成 29 年 9 月から、生活援助サービス、平成 29 年 10 月には、通所型短期集中予防サービスと訪問型短期集中予防サービスを新たに導入し実施しています。

2 本市のサービス体系

種別	サービス名	報酬体系	単位
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス (従来の基準)	包括報酬 (月額固定)	①週 1 回程度 1,168 単位/月額 ②週 2 回程度 2,335 単位/月額 ③週 2 回以上 3,704 単位/月額 (③は、要支援 2 のみ利用可)
	生活援助サービス ※ (市独自)	出来高報酬 (1 回あたり)	1 回あたり 225 単位 (要支援 1・2 共通)
	訪問型短期集中予防サービス ・栄養改善プログラム ・口腔機能改善プログラム (市独自)	直営	なし
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス (従来の基準)	包括報酬 (月額固定)	①要支援 1 1,647 単位/月額 ②要支援 2 3,377 単位/月額
	通所型短期集中予防サービス ・生活行為改善プログラム (市独自)	出来高報酬 (1 回あたり)	1 回あたり 405 単位 (要支援 1・2 共通)
	つどいの場創出支援事業 (市独自)	住民主体の活動	活動費の一部補助

※ 生活援助サービス＝市が定める研修を修了した方が、利用者宅を訪問し、調理や掃除など必要な家事支援を提供するサービスです。

3 報酬体系の課題

総合事業開始当初、ソフトランディングを図るため、報酬体系・単価変更は行わず、従来の予防給付相当サービスのみでスタートしました。

その後、市独自の多様なサービスについては、随時導入を図っており、引き続き、利用者の状態像や環境に応じた柔軟な介護予防支援が提供できる体制構築に向けた検討を進めていますが、総合事業の報酬体系において、次のような課題があるものと認識しています。

(1) 市独自の多様なサービスとの併用に関する課題

月額包括報酬の場合、同型サービスの複数事業所の利用ができないという課題があり、報酬体系を見直すことで次のような支援が可能になります。

① 週2回利用したいが、定員の関係で週1回の利用しかできないケース

➡ 通所型サービス事業所の併用により、週2回の機能訓練が可能になります。

② 生活援助サービスの利用者が、ヘルパーと一緒に調理をしたいというケース

➡ 訪問型サービスの併用により、掃除（生活援助サービス）とヘルパーとの調理（介護予防訪問介護相当サービス）が実施可能になります。

(2) 利用者負担額の課題

月額包括報酬の場合、実際の利用回数に係わらず、同額の支払いとなるため、次のような課題があります。

① 要支援2の週1回程度利用者

介護予防通所介護相当サービスを利用する場合、要支援2の方は、週1回の利用であっても、包括報酬のため3,377単位となります。こうした方々は、H29.10～H30.9において利用延べ人数の32.3%となっています。

② 利用者負担割合の増

利用者負担は、従来の原則1割負担に加え、平成27年8月から所得に応じて2割負担の区分が設けられ、平成30年8月には3割負担の区分が導入されました。利用者負担の増が過大になることが懸念されます。

4 今後の方向性

本年10月に消費税増税が予定されており、国においては、これに伴う介護報酬の改定を行うこととしていることから、当該時期を目途に、本市の介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービスの報酬体系を、現行の月額包括報酬から出来高報酬に見直す方向で検討を進めているところです。